

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 小谷 悦司 様 あて名 〒530-0005 日本国大阪府大阪市北区中之島2丁目2番2号大阪中之島ビル2階		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 28.12.2010	
出願人又は代理人 の書類記号 W3762PCT		今後の手続きについては、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2010/006886	国際出願日 (日.月.年) 25.11.2010	優先日 (日.月.年) 04.12.2009	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. F24F1/00(2006.01)i, F25B1/00(2006.01)i, H05K7/20(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) ダイキン工業株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の不備 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願に対する意見 2. 今後の手続き 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。 3. さらなる詳細は、様式PCT/ISA/220の備考を参照すること。
--

見解書を作成した日 14.12.2010			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号 100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 武内 俊之 電話番号 03-3581-1101 内線 3377	3M	3723

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が認めた又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、提出された以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 提出手段 紙形式
 電子形式
 - b. 提出時期 出願時の国際出願に含まれていたもの
 この国際出願と共に電子形式により提出されたもの
 出願後に、調査のために、この国際調査機関に提出されたもの
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しを提出した場合、出願後に提出した配列の写し若しくは追加して提出した配列の写しが、出願時に提出した配列と同一である旨又は出願時の開示を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-5	有
	請求項		無
進歩性 (IS)	請求項		有
	請求項	1-5	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-5	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1：JP 2006-170469 A (ダイキン工業株式会社) 2006.06.29, 段落【0038】、【0043】、【0044】、図1 (ファミリーなし)

文献2：JP 2005-083692 A (松下電器産業株式会社) 2005.03.31, 段落【0066】、【0067】、図6 (ファミリーなし)

文献3：JP 2002-257450 A (三洋電機株式会社) 2002.09.11, 段落【0038】、図5 (ファミリーなし)

文献4：JP 2005-117819 A (株式会社東芝) 2005.04.28, 請求項6 (ファミリーなし)

- ・ 請求項1-3、5
- ・ 文献1-3

請求項1-3、5に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-3の記載から進歩性を有さない。

文献1には、インバータ5a等の発熱部品で構成される電装品ユニット5内の温度を温度センサー71により計測し、温度センサー71の温度が所望温度となるように冷却部53を流れる冷媒の流量を電動膨張弁34、61、62により制御する室外ユニットの電装品ユニット冷却構造が記載されている(段落【0038】、【0043】、【0044】、図1等を参照)。

文献2には、複数の圧縮機1、1Aを駆動するそれぞれの圧縮機に対応したインバータ8、8Aを冷却する吸熱器用送風装置5、5Aを、各圧縮機の運転状況に応じて制御する冷凍装置が記載されている(段落【0066】、【0067】、図6等を参照)。

文献3には、複数の半導体素子6を冷却する各冷却部材16の温度を温度センサー32-34にて測定し、各温度に応じて電磁弁20-22を制御し、ブライン流量を調整する半導体素子の冷却装置が記載されている(段落【0038】、図5等を参照)。

文献1に記載された室外ユニットに、文献2に記載された複数の圧縮機を備えた冷媒回路を採用し、電装品ユニット5を冷媒回路に対して並列に配置すること、及び、その際に文献3に記載された各冷却部材の温度に応じて電磁弁を制御する冷媒流量制御を採用することは当業者にとって容易である。

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

- ・ 請求項 4
- ・ 文献 1 - 4

請求項 4 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 - 4 の記載から進歩性を有さない。

文献 4 には、インバーターで駆動される電動機の電流を検出し、インバータ装置に供給される冷却用冷媒の流量を制御する電力変換装置が記載されている（請求項 6 等を参照）。